

南九州市教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 20 日

南九州市教育委員会教育長 有 馬 勉

南九州市教育委員会規則第 2 号

南九州市教育委員会事務局の組織等に関する規則等の一部を改正する規則

(南九州市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部改正)

第 1 条 南九州市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成21年南九州市教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「総務係」の次に「，学校給食係」を，「文化振興係」の次に「，スポーツ推進係」を加え，同表保健体育課の項を削る。

第 3 条の表教育総務課の項中第20号を第21号とし，同号の前に次の 1 号を加える。

(20) 課内の連絡調整及び庶務に関すること。

第 3 条の表教育総務課の部に次のように加える。

学校給食係	<ol style="list-style-type: none">(1) 南九州市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）の文書の収受，発送及び保存に関すること。(2) 学校給食センターの予算，経理その他一般事務及び公印の保管に関すること。(3) 学校給食の調査・統計に関すること。(4) 学校給食センターの施設，設備，労務の管理に関すること。(5) 調理・配送等業務委託に関すること。(6) 給食用物資の購入に関すること。(7) 献立作成及び調理指導に関すること。(8) 栄養及び衛生の管理に関すること。(9) 給食費会計の予算・経理に関すること。(10) 南九州市立学校給食センター運営委員会に関すること。
-------	--

(1) その他学校給食に関すること。

第5条の表社会教育課の部に次のように加える。

スポーツ推進係	(1) スポーツ推進委員会に関すること。 (2) スポーツ関係団体の育成に関すること。 (3) 生涯スポーツ及びレクリエーションに関すること。 (4) 社会体育施設の管理運営に関すること。 (5) 学校体育施設の開放に関すること。 (6) 生涯スポーツの指導及び普及奨励に関すること。 (7) その他スポーツ推進に関すること。
---------	---

第6条を削り、第7条を第6条とし、第8条から19条までを1条ずつ繰り上げる。

(南九州市立学校給食センター条例施行規則の一部改正)

第2条 南九州市立学校給食センター条例施行規則（平成19年南九州市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(職員の職及び職務)

第2条 南九州市立学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）に置く職員の職及び職務は、次の表のとおりとする。

職	職務
所長	上司の命を受け、学校給食センターの業務を統括し、所属職員を指揮監督する。
栄養士又は管理栄養士	上司の命を受け、業務に従事する。

第3条から第6条までを削り、第7条を第3条とし、第8条を第4条とし、第9条を第5条とする。

第10条中「事項は、」の次に「教育委員会が」を加え、同条を第6条とする。

(南九州市教育委員会事務委任及び臨時代理に関する規則の一部改正)

第3条 南九州市教育委員会事務委任及び臨時代理に関する規則（平成19年南九州市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号中「、博物館」を削る。

(南九州市教育委員会公印規則の一部改正)

第4条 南九州市教育委員会公印規則（平成19年南九州市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表南九州市立学校給食センター所長之印の項中「学校給食センター所長」

を「教育総務課長」に改め、同表ミュージアム知覧之印の項及びミュージアム知覧館長之印の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。